

学内共同利用施設を新設するには「任期制を導入する」 という原則は存在しないことを確認!!

——「埋蔵文化財調査センター」任期制導入問題（2）——

『赤煉瓦』No.6 (2011.8.11) では、今年 10 月に新設される埋蔵文化財調査センターへの教員任期制導入は、導入の理由が矛盾していること、また審議手続きに重大な問題点があることなどをお伝えしました。その後、熊本大学教職員組合は任期制の導入手続きに関して学長に質問状を提出し(8月12日)、人事・労務担当理事から回答を受けました(9月30日)。

ここでは、この間の経緯をお伝えします。

組合からの質問状

8月12日に組合が学長に提出した質問状は、次の通りです。

熊本大学学長
谷口 功殿

2011年8月12日

熊本大学教職員組合執行委員長
白石 陽一

埋蔵文化財調査室への任期制導入に関する質問

8月2日の学長懇談において、「新たな組織」について任期制を導入するべきか否かの検討は行なうが「原則として任期制を導入する」というような学内合意はないと学長・理事の見解を伺いました。しかし、埋蔵文化財調査室の在り方検討WGの結論を記した文書「埋蔵文化財調査室の在り方について」(2011年7月8日)には、「任期制を導入するかの検討も必要」の項目に「※これまで新たな組織は原則として任期制を導入することで制度設計している」と注釈がつけられており、本学において「原則」が確立しているかのように表現されています。また、本学の「平成17年度業務実績報告書」には、「新たに設置するセンター等の組織については、基本的に任期制を導入することとした」と記されています。

こうしたWG「埋蔵文化財調査室の在り方について」の記載、ならびに「平成17年度業務実績報告書」の記載は、8月2日の学長懇談において伺った見解と明らかに異なっています。

つきましては、下記の事項に関して文書で回答くださいますようお願いいたします。

1. 埋蔵文化財調査室の在り方検討WG「埋蔵文化財調査室の在り方について」(2011年7月8日)に記載された「原則」が存在するとすれば、決定した会議体は何か。その議事録の開示を求める。
2. 埋蔵文化財調査室の在り方検討WG「埋蔵文化財調査室の在り方について」(2011年7月8日)に記載された「原則」が存在しないにもかかわらず、「これまで新たな組織は原則として任期制を導入することで制度設計している」と記したとすれば、WGの検討や教育研究評議会の審議を誘導するものであり、不適切と考えるが、この点についてどのように考えるか、見解を求める。
3. 「平成17年度業務実績報告書」に記された原則を決定した会議体は何か。その議事録の開示を求める。また、その決定は教育研究評議会の審議を経て決定されたものであるのか。教育研究評議会の審議を経て

いるのであれば、教育研究評議会の議事録の開示を求める。

組合がこうした質問状を提出した理由は次の二点にあります。第一は、埋蔵文化財調査室の在り方検討WG「埋蔵文化財調査室の在り方について」(2011年7月8日)と「平成17年度業務実績報告書」に、学内共同教育研究施設を新設するには任期制を導入する原則が存在する旨の記載があり、これが埋蔵文化財調査センターへの任期制導入適否の審議内容を左右したと考えられるからです。第二は、その原則が8月2日の学長懇談における学長の見解——新たな学内共同教育研究施設については任期制を導入するべきか否かの検討を行なう——と大きく異なっており、将来にも悪影響をおよぼす恐れがあるからです。

なお、複数の過半数代表者も、埋蔵文化財調査センターへの任期制導入にかかわる就業規則の改正について、組合と同様の問題点を指摘するとともに、審議のやり直しを求め、さらに過半数代表者から強い反対意見が出たことを教育研究評議会で開示して審議することを求めました。

使用者からの回答

組合の質問には、9月30日に人事・労務担当理事から回答がありました。その内容は次の通りです。

平成23年9月30日

熊本大学教職員組合執行委員長殿

熊本大学人事・労務担当理事

埋蔵文化財調査室への任期制導入に関する質問（回答）

平成23年8月12日付けで質問がありました「新たな組織」への任期制導入の適否は、8月2日(火)の組合新執行部挨拶の際に学長が発言されたように、従来から新設する組織については、任期制の導入の適否について検討を行い、その適否については、各会議体で審議を経てこれを決定しています。

なお、「埋蔵文化財調査室の在り方について」(2011年7月8日)の「埋蔵文化財調査室の在り方(案)」の表(裏面につづく)

	熊本大学教職員組合	
	No.13 2011. 11. 9	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

中【案2】の論点の欄に記載してある「※これまで新たな組織は原則として任期制を導入することで制度設計している。」という表現は、「任期制を導入することの適否を検討することで制度設計している」とすべきところであり、混乱を招いたことについて、今後、このようなことがないよう慎重に対応したいと考えています。

今後においても、学内共同教育研究施設を新設する際には、上記趣旨に基づき対応していきますので、この点ご理解願います。

8月2日の学長懇談での学長の見解通り、新設する学内共同教育研究施設については、任期制導入の適否の検討を行ない決定するのが従来からの原則であり、埋蔵文化財調査室の在り方検討WG「埋蔵文化財調査室の在り方について」にある「※これまで新たな組織は原則として任期制を導入することで制度設計している」という記載は、「任期制を導入することの適否を検討することで制度設計している」と記すべきものであり、「混乱を招いた」と誤りを認めています。

これによって、一部の部局長のなかでも信じられていた“新設の学内共同教育研究施設は任期制とする”といった原則は存在せず、「各教育研究組織において任期制を検討し、教育研究にとって任期制が有効なものについては導入する」という第1期中期計画の記載が原則であることが確認されました。

自らの非を認めても、熊大使用者の悪癖は従来通り!?

熊大使用者は自らの非を認め、「混乱を招いた」としますが、「混乱」とは具体的に何を指すのでしょうか？ 組合が問題としているのは、埋蔵文化財調査室の在り方WGにおいて存在しない原則が示され、任期制導入の適否の審議内容が誘導されたこと（任期制導入に反対意見を述べた委員は、“法人化後、学内共同教育研究施設は任期制を導入することにしている”と説明されたと報告しています）です。使用者がいう「混乱」とは、恐らくこれとは異なり、組合や過半数代表者から問題点の指摘・質問、批判的意見を受けたぐらいのことを意味しているのでしょうか。事実、9月22日の教育研究評議会では、上記の質問状への回答内容の原則が確認されたものの、組合と同様の問題点を指摘した過半数代表者の意見に対して、「学内共同教育研究施設等の人事等に関する委員会」で検討したので「任期制導入の検討は適切に行われてきた」と使用者が説明して任期制導入が承認されています。

組合や過半数代表者が問題としているのは、WGにおいて使用者も存在しないと認めた「原則」が示され、任期制導入の適否の審議内容が左右されたことです。それゆえ、組合や複数の過半数代表者は、任期制導入の審議のやり直しを求めたのです。

教育研究評議会、「学内共同教育研究施設等の人事等に関する委員会」の前提であるWGの検討において、存在する原則とは異なると使用者が認めるものが示されて審議内容を左右したのですから、審議はWGにさかのぼってやり直して当然のはずですが、熊大使用者・管理者はそうした常識をもちあわせていないようです。

しかも、熊大使用者は、自らの非を認めながらも、「今後、このようなことがないよう慎重に対応したいと考えています」で済ませています。瑕疵ある審議によって任期付きで採用されることになる方への配慮、さらには自らの過ちによって法律の趣旨である教育研究の活性化に反することになるかもしれないことへの反省は、微塵も見られません。自ら非と認める過ちを犯しながら、解雇の恐れを抱きつつ勤務させることになる事態をいっただいどのように考えているのでしょうか？

熊大使用者は、組合の質問状の3の事項にはまったく答えていません。「平成17年度業務実績報告書」に記載されたものを決定した機関は、いっただいどこなのでしょうか？ それは教育研究審議会の審議を無視したものであったのでしょうか？ 疑いは継続したままです。

この疑問に答えられないのであれば、熊本大学使用者・管理者は、責任の所在も明らかにでき

ないまま「業務実績報告書」を提出した存在であったということになります。本学構成員はもちろん、いっただい国民にどのように説明するのでしょうか？

組合の質問状の3の事項になんら解答しない熊大使用者の体質は、自らの過ちを認めながらも、将来を期する姿勢を見せるだけ（「今後、このようなことがないよう慎重に対応したいと考えています」とだけ記し、「……対応します」とは断定しないのです。責任逃れの体質は極まっているようです）で当事者への責任を放置する無責任ぶりと同質のものといわざるをえません。

組合は、今回お伝えした使用者の回答をうけて、10月5日に埋蔵文化財調査センターの教員ポストに任期制が適切であると判断した理由に関する質問状を提出し、11月8日になって回答を受け取りました。これらの内容については、追ってお伝えします。